

平成29年度第1回瑞浪市都市計画審議会

会 議 録

日時：平成30年3月1日（木） 午前 9時00分 開会
午前11時00分 閉会

場所：瑞浪市役所4階 全員協議会室

付議事件

- 議第1号 瑞浪都市計画汚物処理場の変更について
議第2号 瑞浪都市計画下水道の変更について
議第3号 瑞浪市都市計画マスタープランの改定について

出席委員

会長 磯部 友彦
委員 柴田 明芳
伊藤 友一
伊藤 修二
成瀬 徳夫
大久保 京子
渡邊 康弘
樋田 翔太
下谷 輝彦
渡邊 敏博
加納 富雄
加藤 栄子
(名簿順、敬称略)

事務局

金森 悟(建設部長)
渡辺 芳夫(都市計画課長)
山内 雅彦(上下水道課長)
市川 靖則(浄化センター所長)
棚橋 哲夫(都市計画課都市政策係長)
小川 怜(都市計画課主査)
今井 哲也(上下水道課工務係長)

大竹 力 （上下水道課主事）

議 事

【会長】

議第1号「瑞浪都市計画汚物処理場の変更について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

「瑞浪都市計画汚物処理場の変更について」の説明

【会長】

議第1号「瑞浪都市計画汚物処理場の変更について」の説明につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

【会長】

処理場の場所等が移動することで、市民サービスが、どのように変化すると考えていますか。

【事務局】

現在は、汚泥を日吉町深沢まで一日4回ほど10tの大型バキューム車で運搬しています。しかし、今回の変更で、汚物処理場が瑞浪市浄化センターの敷地内へ移動することにより、運搬距離が大幅に短縮でき、住民への負担軽減や運搬経費の縮減もできると考えています。また、新しく購入するバキューム車は景観に配慮したデザインとなっており、街中を走っていても外見では汚泥運搬車両と分からないような工夫がされています。さらに、新しく建設される汚物処理場は脱臭設備が整っており、汚物処理場内で発生する悪臭を外部へ放出しにくい構造となっています。よって、汚泥の収集運搬で、市民に対してご迷惑をかけることはないと考えています。

【委員】

現在、汚泥運搬回数が一日4回程度ということですが、汚物処理場が瑞浪市浄化センターの敷地内に移動することで、運搬回数は減りますか。また、運搬時間は短縮されますか。

【事務局】

運搬回数は同程度と考えています。運搬時間は短縮できると考えています。

【委員】

費用も安くなりますか。

【事務局】

経費は下がると考えております。

【委員】

汚泥運搬は中継タンクから大型バキューム車で汚泥処理場に運搬するということであったが、大型バキューム車以外の小型の車両でも運び込めますか。

【事務局】

小型の車両での運び込みは考えていません。新しく建設される汚物処理場の周辺には幼稚園や通学路があることから、運搬回数を減らし交通に与える影響を最小限とするため、大型バキューム車のみの運び込みとなります。

【委員】

中継タンクは継続して使用されますか。

【事務局】

継続して使用します。

【委員】

共同処理施設となることで、処理能力が上がるわけですね。浄化センターの放流水は40kl/日が増えるという考えでいいですか。

【事務局】

浄化センターで40kl/日分の処理が増えます。(※浄化センター処理能力内) 40kl/日には汚泥系の物が含まれており、汚泥を除いた分が放流水となります。

【会長】

その他質疑がないようでしたら、意見なしとしたいと思いますがいかがでしょうか。

【一同】

異議なし

【会長】

異議なしと認めます。よって、議第1号「瑞浪都市計画汚物処理場の変更について」につ

いて意見なしとすることに決しました。

【会長】

議第2号「瑞浪都市計画下水道の変更について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

議第2号「瑞浪都市計画下水道の変更について」の説明

【会長】

議第2号「瑞浪都市計画下水道の変更について」の説明につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

【委員】

稲津地区で規模を縮小するとありましたが、もう少し詳しく説明をお願いします。

【事務局】

稲津地区で計画排水区域を縮小する区域については、平成25年の際に、地元説明会を開催し、公共下水道での整備ではなく、浄化槽で水洗化を図ることでお願いした区域となっています。

【委員】

規模を縮小したことは、今回の変更では関係ないという認識で良いですか。

【事務局】

縮小する区域については、既計画で公共下水道で整備する計画区域となっていますので、今回の変更で公共下水道区域から外し、浄化槽整備のエリアとするものです。

【会長】

本日の案件をもう一度整理させてください。本日の案件は、既存の農業集落排水区域を公共下水道へ統合するという点と既存の公共下水道計画区域を見直して区域を縮小するという点の2点でよろしかったですか。

【事務局】

そうです。

【委員】

農業集落排水区域を公共下水道へ統合する際に、管を繋ぐなどの新たな工事は発生しますか。

【事務局】

月吉農業集落排水区域、日吉南部農業集落排水区域は、それぞれ単体の区域となっています。公共下水道へ統合するにあたり、日吉南部農業集落排水区域と月吉農業集落排水区域を接続するための管および2地区で発生した汚水を公共下水エリアへ運ぶための管の布設工事があります。

【会長】

月吉農業集落排水区域、日吉南部農業集落排水区域が単体で処理しているので処理場がそれぞれあるわけですね。それが統合されることで処理場がいらなくなります。そのことを少し詳しく説明してください。

【事務局】

現在、月吉処理施設、日吉南部処理施設の維持管理経費で年間3千万円が費やされている状況です。公共下水道へ統合されることにより処理施設の維持管理経費を大きく縮減できるメリットがあります。

【委員】

公共下水道への統合に伴い、新しく下水道管を布設しようとしている箇所は起伏が大きいと思いますが、全て自然流下で対応できますか。

【事務局】

日吉南部地区と月吉地区を結ぶ下水道管は自然流下で検討されました。2地区で発生した汚水を公共下水道区域へ運ぶための管は、ご指摘のとおり、公共下水道区域に向けて勾配がありますので、月吉側に汚水ポンプを設置し、圧送する予定です。

【委員】

新しくポンプを設置した場合のコストも踏まえて安くなるということでしょうか。

【事務局】

そうです。新しく設置した後の維持管理経費は年間80万円程度になると見込んでおり、トータルで見ると大きくコストが縮減できると試算しています。

【委員】

説明の中で、一部公共下水道区域の縮小とありましたが、具体的に区域の面積がどの程度縮小するか、縮小するに至ったポイント、原因について教えてください。

【事務局】

縮小面積については後程回答させていただきます。

縮小するに至ったポイント、原因については、整備に要する時間や経済比較で検討した結果等を踏まえて縮小することとしました。

【委員】

縮小する区域は浄化槽で整備することが効果的であるという考えですか。

【事務局】

そうです。

【委員】

縮小する区域への地元説明会はどのような状況ですか。

【事務局】

大きく縮小する区域につきましては、平成25年の際に地元説明会を開催し、住民からは了解を得ている状況です。

【事務局】

説明を補足させていただきます。縮小する区域の具体的な地域については、稲津町の羽広という地域です。この地域は、もともと公共下水道の計画区域となっていました。しかし、整備はされてきませんでした。整備しようとする小里川を渡るための施設が必要となり、かなりの費用負担となってしまいます。また、下水道経営の低迷など総合的に判断する中で、浄化槽で整備することが効果的であると判断したため、今回の都市計画決定で除外させていただくものです。

浄化槽で整備する区域については、浄化槽設置に伴う費用負担が住民に伴います。しかし、瑞浪市におきましては、国の補助制度に加え、さらに市の上乗せ補助も行い、住民への負担が大きくなるような対策を講じています。

【委員】

現農業集落排水区域は農業振興地域であります。公共下水道区域になることで、都市計画税が賦課されます。住宅があり農業集落排水を使っているところ、田畑のところと混在しており、場所により都市計画税が賦課されるところと、賦課されないところがエリアで分ける

れます。都市計画税が賦課される区域と賦課されない区域の整合性をどのように図っていくのか地域の方も心配しているところですが、いかがでしょうか。

【事務局】

ご指摘のありました点については、地元説明会でも多くの意見が寄せられたところです。瑞浪市においては、下水道を引いた土地に都市計画税が賦課されます。農業振興地域内の農用地は除外申請をして宅地にしなければ家を建てることはできません。宅地となるまでは必然的に下水道を使用することはできませんので、都市計画税も賦課されることはありません。地元説明会においても、その点について説明させていただき、ご理解をいただいていると考えています。

【会長】

この案件は、説明会の中にもありましたが、国の3つの省庁が、それぞれで下水の整備を進めてきました。公共下水道は都市計画なので国土交通省が都市部を整備し、農業集落排水事業は農村の維持をするために整備しました。環境省が整備したものも他にあります。下水処理をそれぞれ行うことで処理場の維持管理・更新がかなり高額になり負担が大きく、国で一本化で見直すことが検討されました。瑞浪市も一本化で見直しをしたことにより発生した案件となっています。市街化区域、市街化調整区域で分ける仕組みがありますが瑞浪市はそれがありません。本来、公共下水道は街中にあるべき施設であります。しかし、農村区域に公共下水道区域にするということで、色々組合せが悪くなってくることもあると感じます。しかし、農業をやる土地では都市計画税をかけないなどの調整を図っていると感じました。

それではお諮りします。議第2号「瑞浪都市計画下水道変更について」事務局の説明のとおり、原案に意見なしの答申をしたいと思いますが、異議はございませんか。

【一同】

異議なし

【会長】

異議なしと認めます。よって、議第2号「瑞浪都市計画下水道の変更については」について意見なしとすることに決しました。

【事務局】

委員よりご質問のありました面積について、確認が取れましたので、追加の説明をさせていただきます。

【事務局】

現在の都市計画の公共下水道区域面積は約1,107haでございます。今回削除する面積は全体で約21haでございます。追加する面積が月吉地区が37ha、日吉南部地区が77ha、あわせて114haでございます。よって、今回の変更で都市計画決定しようとしている面積が約1,200haとなります。

【会長】

議第3号 「瑞浪市都市計画マスタープランの改定について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

議第3号 「瑞浪市都市計画マスタープランの改定について」の説明

【会長】

議第3号 「瑞浪市都市計画マスタープランの改定について」の説明につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

【委員】

実際には景観審議会で議論されると思いますが、市で景観重点区域の指定についてどのようなスケジュールを考えているかを教えてください

【事務局】

平成29年度より大湫町にて景観協議会が立ち上がりました。事務局として瑞浪市も関わっております。また、岐阜高専と共同研究で建物の特色や魅力について調査しております。調査は来年度中に取りまとめたいと考えておりますが、重点区域の指定については住民の方の合意が必要と考えており、合意が得られた時点で区域の指定を行いたいと考えています。

【会長】

大湫地区を対象にということによろしいですか。

【事務局】

現在、協議会があるのが大湫のみですので指定を考えているのは大湫地区のみです。

【委員】

駅前の再開発ということで動き始めていますが、具体的にどのくらいまで進捗していますか。

【事務局】

平成 28 年度の 4 月から地元で再開発についての勉強会が開催されており、瑞浪市も各勉強会に再開発はどういったものか、地権者の方がどのように進めていくかということについて説明に行ったり、他市の先進地の視察を昨年度、今年度に行っています。今年度はじめに瑞浪市駅前で協議会が立ち上がりました。各地区の代表者が協議会に参加しております。現在は地元の方の意向を確認している作業中です。地権者の方が中心となって行う事業ですので、地権者の方がどのように考えているかを確認しています。

【委員】

市の意向というか、プランみたいなものはありますか。

【事務局】

具体的な市のプランはどうかというご質問ですが、駅周辺は、瑞浪市の中心市街地で瑞浪市の核となりますので、瑞浪市としても積極的に再開発に向かっていきたいと考えてはおりますが、権利者の意向に沿った形で進めなければ成功しませんので地元の意向を確認しているところです。その後、具体的な検討をすることとなります。現在は具体的なプランはできておりません。

【委員】

具体的なものは難しいと思います。これから進めていくについて市の中でこういう方向にしたいなというのがないと進んでいけないのではないですか。

【事務局】

瑞浪市では基本構想策定に向けて来年度予算を議案提出しております。そちらがご了解いただければ来年度から基本構想を策定し、具体的な方向性を検討していきたいと考えております。

【委員】

この後の報告で立地適正化の話があります。瑞浪駅前も瑞浪市の核にするといった具体的な話ができると思います。

【委員】

瑞浪市全体をゾーンに分けて構想されているとのことですがこのことについてもう少し

詳しく説明をお願いします。

【事務局】

瑞浪市には用途地域というものがあまして、用途地域ですと実際の建築について事務所であったり、工場であったり面積について建てられる制限がありますが、今回のマスタープラン改定で位置付けられている区分けについてはそこまで厳しく制限されるものではありません。瑞浪市が目指すエリアの在り方を示しているもので、マスタープランのエリア分けは住宅が建築できないなどの規制がかかるものではありません。瑞浪市の方針として表現しているものです。

【委員】

このゾーン分けは各地域が、これに基づいてまちづくりの取組みを望んでいるということですか。

【事務局】

現状の建物の利用と瑞浪市が考える方針で位置付けており、住民の方からはパブリックコメントで住民意見を取り入れております。用途地域変更の場合などでは、その都度住民意見をいただくこととなります。

【委員】

東濃西部都市間連絡道の構想について説明してください。

【事務局】

国道19号と並行して多治見土岐瑞浪を結ぶ道路として構想されている道路でありまして、現在は土岐アウトレット南の一部区間で開通しております。将来的には多治見から瑞浪市まで繋ぐ予定ですが、現在開通している区間以外は具体的に計画が定まっているわけではありません。構想段階の道路という位置付けです。

【会長】

今回のマスタープランの改定は説明にもありましたが、総合計画が改定された話と、過去に比べて色々な計画ができてきました。今後やるべきことを整理したというものであると思います。今のお話は前々から位置付けられている計画を載せており、変更がないということです。

【委員】

東濃西部都市間連絡道の現国道北側での削除部分について説明してください。

【事務局】

東濃西部3市を結ぶ路線であり、国道19号のバイパス的な意味合いも持つ路線で、まずは国道19号の南側の路線を進めるべきと考えられ、構想からもマスタープランからも削除しております。近隣市についても同様です。

【会長】

都市間で調整し、優先順位を設定したということかと思えます。

【委員】

プロジェクト事業の中に橋梁長寿命化修繕事業が入っておりますが、土岐橋の事業が含まれていますか。

【事務局】

土岐橋は老朽化しており、架け替えという位置付けがされています。県の河川改修事業の区間となっており、改修事業と合わせて架け替えを進めていきたいと考えています。橋梁長寿命化修繕事業に含まれています。

【会長】

お諮りしたいと思います。議題3号マスタープランの改定について事務局の説明のとおり、原案に同意する旨の答申をしたいと思いますが、異議はございませんか。

【一同】

異議なし

【会長】

異議なしと認めます。よって、議第3号「瑞浪市都市計画マスタープランの改定について」について意見なしとすることに決しました。